

企業・法人の皆様へ ～未来を育てるおてつだい～

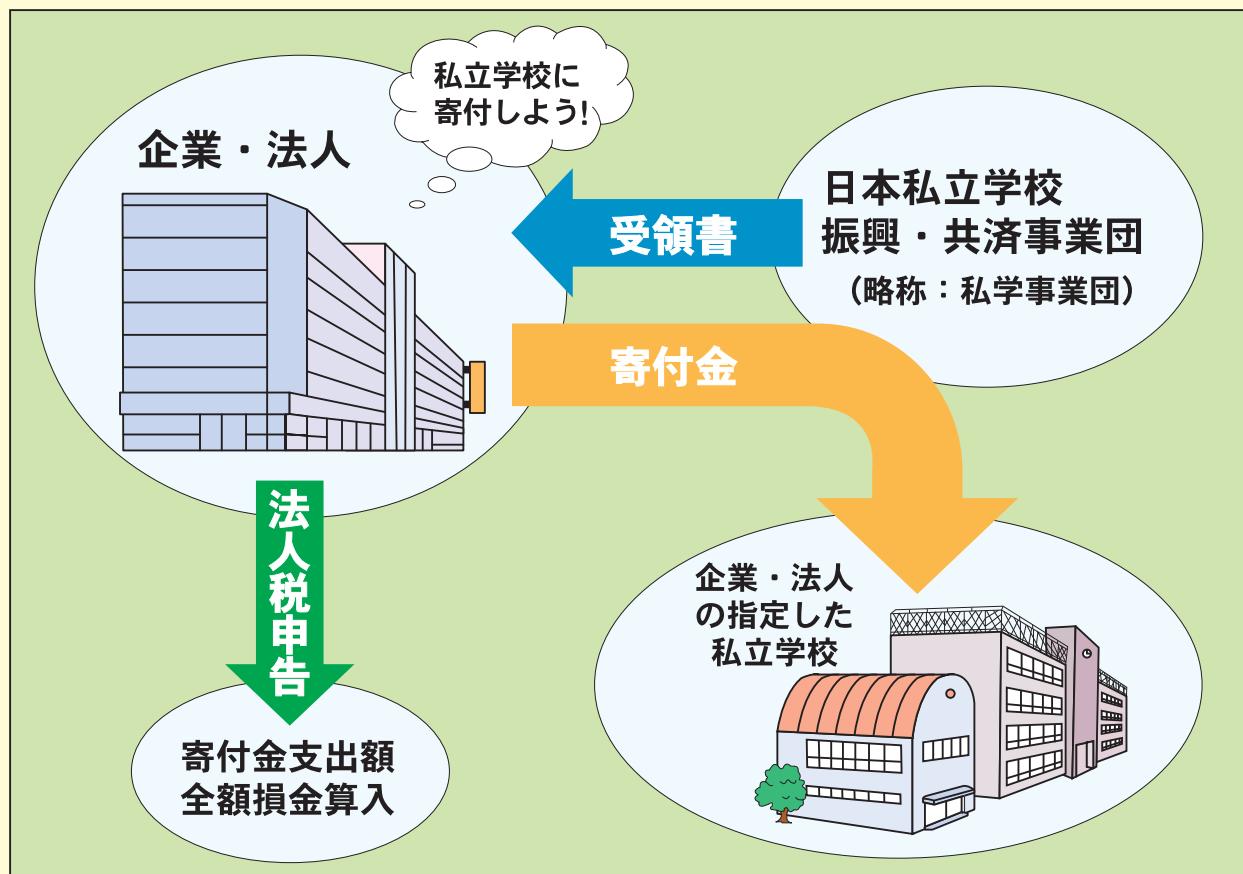
私立学校への寄付のごあんない

私学事業団を通じ、私立学校を指定し寄付する 受配者指定寄付金制度を利用すると、

企業・法人は、寄付金を全額損金に算入することができます。

私立学校は、大学生の7割、幼稚園児の8割が学ぶなど、日本の学校教育において、きわめて重要な役割を果たしています。

毎年100億円を超える寄付金が私学事業団を通じて、私立学校に配付されており、校舎建設・教育研究設備の充実・学生への奨学金・寄付講座の開設など、優れた人材の育成や研究活動の推進・地域の活性化につながる、様々な事業に活かされています。



対象となる私立学校

学校法人が設置する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校及び専修学校（授業時間数が2,000時間以上の高等課程または授業時間数が1,700時間以上の専門課程を設置するもの）が対象となります。※各種学校は対象となりません。

寄付金受入れのための審査料、事務手数料は一切かかりません。
ご縁のある私立学校または私学事業団までお気軽に問い合わせください。

日本私立学校振興・共済事業団

企業・法人が私立学校に寄付をした場合、法人税法上、支出した寄付金を一定の割合で損金に算入することが認められています。

寄付制度

損金算入限度額

- 私学事業団を通じ、私立学校を指定して寄付をする
(「受配者指定寄付金制度」を利用)

全額可能！

- 私立学校に直接寄付をする
(特定公益増進法人に対する寄付金制度*を利用)

(資本金等の額×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2
※限度額を超える部分の金額は、一般の寄付先への寄付として損金算入ができます。

- 私立学校以外の、一般の寄付先に寄付をする

(資本金等の額×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4

* 学校法人が所轄庁より証明を取得している場合、利用できる制度です。

制度のご利用は、学校法人から事業団に手続きをしていただく必要があります。また、広く一般に寄付募集をしていること、緊急を要する事業に充てられることが確実であること、学校法人の財政事情が極度に窮迫していないこと、などの要件があります。

【参考】個人で私立学校に寄付をお考えの方へ

個人が私立学校に寄付した場合、所得税（※）及び住民税において、税の優遇措置が認められています。

※ 平成23年度の税制改正により、所得控除と税額控除のいずれかを選択することが可能となりました。

* 学校法人が所轄庁より証明を取得している場合、利用できる制度です。

ご縁のある私立学校または私学事業団までお気軽にお問い合わせください。

詳しくは、私学事業団ホームページをご覧ください。

http://www.shigaku.go.jp/s_kihu_menu.htm

お問い合わせ先

☎ 03（3230）7317～7318

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12
日本私立学校振興・共済事業団
助成部 寄付金課
E-mail kifukin@shigaku.go.jp